

令和 5 年度八千代市教育委員会第 2 回臨時会

令和 6 年 3 月 1 5 日

午前 1 0 時

議 事 日 程

1 開会

2 会議録署名人の指定

3 議事

議案第 1 号 八千代市いじめ防止基本方針の改定について

議案第 2 号 審査請求について

議案第 3 号 県費負担教職員の任免に関する内申について

4 閉会

議案第 1 号

八千代市いじめ防止基本方針の改定について

八千代市いじめ防止基本方針を次のように改定する。

令和 6 年 3 月 1 5 日提出

八千代市教育委員会

教育長 小 林 伸 夫

記

八千代市いじめ防止基本方針

八千代市いじめ防止基本方針【概要版】

《八千代市教育委員会が所管する小中義務教育学校に在籍する児童及び生徒に関する方針です》

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本理念

- いじめの防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、行われなければならない。
- 全ての児童等が、いじめがいじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるようにしなければならない。
- 市、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義とその態様

- 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの理解

- いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。
- 児童等が「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるように働きかけることが重要である。
- いじめを防ぐには、『傍観者』の中から勇気をふるっていじめを抑止する『仲裁者』や、いじめを訴える『相談者』が現れるかどうかが重要となる。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

防 止	○児童等が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行う。 ○「E S D（持続可能な開発のための教育）の推進」を目指す中で、「誰一人取り残さない」という考えの下、全ての児童等が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりが重要である。
早期発見	○全ての大人が連携し、児童等のささいな変化に気付く力を高める。 ○早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。 ○学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童等を見守ることが必要である。
対 処	○いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保する。 ○いじめたとされる児童等に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。
家庭地域との連携	○家庭や地域にいじめ対策についての積極的な情報発信に努め、いじめの問題を含む問題行動等が発生した際に、迅速に協力し、対処できる体制を確立しておく。
関係機関との連携	○指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、学校や市教育委員会だけで抱え込まずに、関係機関(医療、福祉、司法等)との適切な連携が必要である。

第 2, 3 いじめの防止等のために市, 学校が実施する施策

		八千代市	学 校
体制等		○八千代市いじめ問題対策連絡協議会 ○八千代市いじめ問題対策調査委員会	○学校いじめ防止基本方針の策定 ○学校におけるいじめの防止等のための組織
具 体 的 な 取 組 等	防 止	○教育活動全体を通じた豊かな心の育成 ○児童等の主体的な活動の推進 ○いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保 ○調査研究等の実施 ○学校いじめ防止基本方針についての指導, 助言 ○「八千代市いじめ問題対策連絡協議会」及び「八千代市いじめ問題対策調査委員会」の運営	○心の教育の充実 ○互いに認め合う学級経営の充実 ○「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた教育活動や「わかる授業」の実践 ○自分たちの問題として考え取り組むための児童会・生徒会活動 ○さまざまな児童等の特性に配慮するための支援 ○情報モラル教育（デジタル・シティズンシップ教育）及び啓発活動の充実 ○教職員一人一人の児童等の変化を察知しようとする姿勢と児童等への見守り
	早期発見	○相談体制の整備 ○関係機関との連携の強化（ネットいじめ含む）	○日常的な関わりの中での児童等自身の変化と人間関係の観察 ○アンケート調査の実施 ○教育相談の充実 ○SOSの出し方教育に関する児童等及び保護者への啓発の実施
	措 置	○いじめの認知への対応 ○重大事態への対応 ○学校教育法第35条第1項（第49条において準用する場合を含む。）に基づいたいじめを行った児童等の出席停止 ○警察への通報・相談の指導, 助言	○報告連絡等の手順を明確にした組織的対応 ○丁寧な事実確認と方針の決定 ○いじめられた児童等の心情を理解した具体的な対応 ○いじめた児童等への具体的な対応 ○周囲の児童等への具体的な対応 ○保護者との連携 ○関係機関との連携 ○SNS等を介したインターネット上で行われるいじめ（ネットいじめ）への対応
	そ の 他	○教職員の資質・能力の向上 ○学校訪問等による指導 ○学校評価を踏まえた学校への必要な指導・助言	○学校内外の相談窓口の周知徹底 ○保護者との連絡・相談方法の周知 ○家庭での児童等のようすに関する相談方法の周知

第4 いじめの防止等のための保護者及び地域等の役割

保護者	地域等
○保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等はいじめから保護する。 ○保護者は、「いじめが絶対に許されない行為である」ことを保護する児童等に理解させ、いじめを行うことのないよう、必要な指導に努める。 ○各家庭は、学校や県、市によるいじめの防止のための措置に協力する等努める。	○地域住民は、児童等に対する見守り、児童等との交流の機会の確保、その他、安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努める。 ○地域住民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校などに情報を提供するように努める。

第5 重大事態への対処

1 重大事態の意味

一	いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二	いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

- いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースについては、できるだけ早い段階から、専門家等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進める。
- 問題に応じて、事実関係を整理した上で警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図ること及び関係する児童等の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築く。

3 重大事態の報告

- 重大事態と認められる場合、学校は市教育委員会に速やかに報告を行い、その後、重大事態の発生報告書による報告を行う。
- 市教育委員会は、発生報告書をもって市長に報告する。
- 市教育委員会は、千葉県教育委員会に発生報告書を提出する。

4 重大事態の調査

(1) 調査の主体等の決定

- 学校が重大事態と判断したときは、教育委員会は、調査の主体が市教育委員会又は学校のいずれかを決定する。このとき、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には市教育委員会において調査を実施する。

調査の 主体	学校	・いじめの防止等の対策のための組織を母体として事案の性質に応じて適切に専門家を加える。
	市教育委員会	・「教育委員会事務局いじめ調査委員会」を招集し、調査チームを置く。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態の調査は、「公平性・中立性」を確保しながら、客観的な事実関係を速やかに調査し、発生防止に努めることが求められる。
- 3の発生報告書による報告後、重大事態調査の開始が決定した時点で、学校は市教育委員会に速やかに報告を行い、その後、重大事態調査の開始報告書により報告する。
- 市教育委員会は、調査の開始報告書をもって市長に報告する。
- 市教育委員会は、千葉県教育委員会に調査の開始報告書を提出する。

5 調査結果の提供と報告

- いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等必要な情報を適時、適切な方法で提供する。
- 調査した結果について、学校又は直接調査に当たった市教育委員会の附属機関は、市教育委員会に報告する。
- 市教育委員会は市長に報告する。いじめを受けた児童等・保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に報告する。
- 市教育委員会は、千葉県教育委員会に調査結果の報告の情報提供を行う。

6 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

- 報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について、法第30条第2項の規定により調査を行うことができる。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- 市長は、再調査を実施した場合、その結果を市議会に報告する。また、市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要な措置を講ずる。

第6 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存

- いじめに関する調査結果等の資料については、市が定める文書の保存に関する規則に従い、適切に取り扱う。

2 教職員の業務の精選

- 教職員が、児童等と直接かかわる時間を十分確保する。
- 各学校、教育委員会、関係部局は業務を点検し、事務の効率化を図る。

3 市基本方針の見直し

- 市は、法の施行状況等を勘案して市基本方針の見直しを検討する。
- 必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 市基本方針の内容に変更等があった場合には、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知する。

八千代市いじめ防止基本方針 (案)

平成 2 7 年 6 月

(最終改定 令和 6 年 4 月)



<u>はじめに</u>	…P. 1
-------------	-------

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本理念	…P. 1
2 いじめの定義とその態様	…P. 1
3 いじめの理解	…P. 2
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	…P. 3
(1) いじめの防止	…P. 3
(2) いじめの早期発見	…P. 3
(3) いじめへの対処	…P. 3
(4) 地域や家庭との連携	…P. 3
(5) 関係機関との連携	…P. 3

第 2 いじめの防止等のために市が実施する施策

1 八千代市いじめ問題対策連絡協議会の設置	…P. 4
2 八千代市いじめ問題対策調査委員会の設置	…P. 4
3 教育委員会の具体的取組	…P. 4
(1) いじめの防止・早期発見	…P. 4
(2) いじめに対する措置	…P. 4
(3) 学校及び教職員への指導、支援	…P. 4

第 3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定	…P. 5
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	…P. 5
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	…P. 6
(1) いじめの未然防止	…P. 6
(2) いじめの早期発見	…P. 6
(3) いじめの相談・通報	…P. 7
(4) いじめを認知した場合の対応	…P. 7

第4 いじめの防止等のための保護者及び地域等の役割

- | | |
|----------|-------|
| 1 保護者の役割 | …P. 8 |
| 2 地域等の役割 | …P. 8 |

第5 重大事態への対処

- | | |
|---------------------------|--------|
| 1 重大事態の意味 | …P. 9 |
| 2 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導 | …P. 9 |
| 3 重大事態の報告 | …P. 10 |
| 4 重大事態の調査 | …P. 10 |
| (1) 調査の主体等の決定 | …P. 10 |
| (2) 事実関係を明確にするための調査の実施 | …P. 10 |
| 5 調査結果の提供と報告 | …P. 10 |
| 6 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 | …P. 11 |
| (1) 再調査 | …P. 11 |
| (2) 再調査の結果を踏まえた措置等 | …P. 11 |

第6 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- | | |
|---------------|--------|
| 1 調査結果等の資料の保存 | …P. 11 |
| 2 教職員の業務の精選 | …P. 11 |
| 3 市基本方針の見直し | …P. 11 |

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

八千代市（以下「市」という。）では、現在、第5次基本構想（令和3～10年）に掲げた将来都市像「人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ」の実現に向け、また、八千代市教育振興基本計画の八千代教育の目標「未来を拓き、豊かに生きる人間を育む」の達成を目指し、教育の充実に向けて取り組んでいる。

「八千代市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）」は、八千代市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が所管する市立小中義務教育学校（以下「学校」という。）に在籍する児童及び生徒（以下「児童等」という。）の尊厳を保持する目的の下、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条及び千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年千葉県条例第31号）第6条の規定に基づき、市の実情に応じた、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。いじめ防止や対応等の取組については、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）」¹及び「千葉県いじめ防止基本方針」²、「生徒指導提要（改訂版）」³等を基本とし、実情に合った基本方針となるよう見直しを行い、改訂をしたところである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本理念

いじめは、全ての児童等に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義とその態様

市基本方針におけるいじめの定義及び用語の定義は以下のとおりとする。

¹ いじめの防止等のための基本的な方針

（平成25年10月11日文部科学大臣決定 平成29年3月14日改定）

² 千葉県いじめ防止基本方針

（平成26年8月20日千葉県・千葉県教育委員会 平成29年11月15日改定）

³ 生徒指導提要（改訂版）

（平成22年3月文部科学省 令和4年12月改定）

いじめ	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
一定の人的関係	学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童等や塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童等と何らかの人的関係を指す。
物理的な影響	身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。
保護者	親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

具体的ないじめの態様⁴としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる 等

上記で挙げた「いじめの態様」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの⁵が含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの理解

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

ほとんどの児童等がいじめの被害者になり得ること、また加害者にもなり得ることがある。「いじめは良くない」とほとんどの児童等が分かっているはずなのにもかかわらず、小4～中3までの6年間で追跡すると、9割の児童等がいじめた経験を持っているということが調査データ⁶によって確認されている。したがって、児童等が「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるように、働きかけることが重要である。

⁴ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 文部科学省

⁵ いじめが抵触する可能性がある刑罰法規例…… 不同意わいせつ(刑法第176条) 自殺関与(同202条) 傷害(同204条) 暴行(同208条) 脅迫(同222条) 強要(同223条) 名誉毀損(同230条) 侮辱(同231条) 窃盗(同235条) 恐喝(同249条) 器物損壊等(同261条) 児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条) 私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)等

⁶ 「いじめ追跡調査2016-2018」令和3年7月 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

また、いじめを防ぐには、『傍観者』の中から勇気をふるっていじめを抑止する『仲裁者』や、いじめを訴える『相談者』が現れるかどうかが重要となる。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。したがって、児童等が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行うことが、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導⁷と考えることができる。また、「全ての児童等にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指すことも、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と捉えることができる。市の学校教育の重点目標である「E S D（持続可能な開発のための教育）の推進」を目指す中で、「誰一人取り残さない」という考えの下、全ての児童等が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これに加えて、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童等のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが必要である。いじめの早期発見のため、学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童等を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめと疑われる事案が確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保し、いじめたとされる児童等に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じた関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すため、地域や家庭に学校の取組について周知して、連携を図ることが重要である。学校は平素から家庭や地域にいじめ対策についての積極的な情報発信に努め、いじめの問題を含む問題行動等が発生した際に、迅速に協力し、対処できる体制を確立しておくことが重要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や市教育委員会においていじめる児童等に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、学校や市教育委員会だけで抱え込まずに、関係機関（医療、福祉、司法等）との適切な連携が必要である。

⁷ 特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの【生徒指導提要（改訂版）1.2生徒指導の構造】

第2 いじめの防止等のために市が実施する施策

市は、法第6条の規定により、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、推進する。
また、これに必要な財政上の措置（法第10条）その他の必要な措置を講ずる。

1 八千代市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項の規定により、いじめ防止等に関する関係機関の連携の推進を図るため、「八千代市いじめ問題対策連絡協議会」を条例により設置する。いじめ問題対策に関する連絡協議、情報交換、意見聴取を行い、実効的ないじめ防止等に努めるものとする。

2 八千代市いじめ問題対策調査委員会の設置

市教育委員会は、法第14条第3項の規定により、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うために、市教育委員会の附属機関として条例により、「八千代市いじめ問題対策調査委員会」を設置し、公平性・中立性を確保する。

3 市教育委員会の具体的取組

市教育委員会は、法第7条の規定により、学校に在籍する全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として、各学校のいじめ防止等の取組を指導、助言、支援する役割を担うものとする。

（1）いじめの防止・早期発見

- ア 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
- イ 児童等の主体的な活動の推進
- ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保
- エ いじめに関する調査研究等の実施
- オ 相談体制の整備
- カ SNS等を介したインターネット上のいじめ(ネットいじめ)を監視する関係機関との連携の強化及び事案に対処する体制の整備
- キ 学校いじめ防止基本方針についての指導、助言
- ク 「八千代市いじめ問題対策連絡協議会」及び「八千代市いじめ問題対策調査委員会」の運営

（2）いじめに対する措置

- ア いじめの認知への対応
- イ 重大事態への対応
- ウ 学校教育法第35条第1項（第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づくいじめを行った児童等の出席停止
- エ 警察への通報・相談の指導、助言

（3）学校及び教職員への指導、支援

- ア 教職員の資質・能力の向上
- イ 学校訪問等による指導
- ウ 学校評価を踏まえた学校への必要な指導・助言

第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、特定の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定により、いじめの防止等の取組の基本的な方向や具体的内容等を「学校いじめ防止基本方針」として策定し、各学校のホームページに掲載するほか、入学時や年度初め等、様々な機会を活用して児童等、保護者に周知し、説明する。

さらに、学校いじめ防止基本方針に示された、アンケート調査、個人面談、いじめの認知と対応、校内研修等、学校の具体的な取組の実施状況について学校評価の評価項目に設定し、各学校は評価結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

その際には、保護者、地域住民、関係機関の参画を得て、協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定、実行し、その成果を定期的に点検・評価して必要に応じた学校いじめ防止基本方針の改善を行うことが重要である。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の規定により、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う中核となる常設の組織を置かなければならない。

当該組織の具体的な役割としては、以下のもの等が挙げられる。なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校が調査を行う場合には、この組織を母体として事案の性質に応じて適切に専門家を加えるなどして対応する。

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な活動が記されたいじめ防止プログラム（いじめの未然防止・早期発見、いじめへの対処、校内研修等の施策等の年間計画）の作成、実行、検証、修正の中核としての役割

イ いじめの早期発見のため、相談・通報を受け付ける窓口としての役割

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報収集と記録、共有を行う役割

エ 教職員間での情報共有が可能になるように、情報や対応方針の「可視化（見える化）」を図る役割

オ 学校のいじめに係る状況及び対策について家庭や地域に情報提供するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による取組の推進

カ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、アンケート調査や面談等により、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、被害児童等に対する支援・加害児童等に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携

キ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校及び教育委員会は、連携していじめの防止や早期発見、対処等にあたる。

(1) いじめの未然防止

「いじめは、どの児童等にも、どの学校でも、起こりうるものである」という事実を踏まえて、全ての児童等を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

児童等の社会性を育むためには、自分と他人は違いがあることを認めた上で、お互いの人格を尊重する態度を養うことが大切である。また、いじめの衝動を発生させる原因としては、勉強や人間関係等のストレスがかかることや自己有用感・充実感を感じ取ることができないことが考えられ、丁寧な内面理解に基づく働きかけが必要となる。

学校として特に配慮が必要な児童等については、教職員が個々の生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。また、法教育の視点から、いじめの問題を考える取組を推進する。

SNSを介したインターネット上のいじめなど、発見が難しい形態が増加していることを受け、外形的に確認できるいじめの状況に加えて、それぞれの児童等の様子の変化を注意深く見取るとともに、ネットの取り扱い等についての啓発を行い、配付端末（タブレット等）の使用について留意する。一人一台配付されている端末は、正しく使用をしなかった場合トラブルの原因になる、気づかないうちにいじめの加害者になる、犯罪に巻き込まれる等の危険性があることから、適切な利用に向けてチェックリスト等を使い継続的な指導を行う。

[学校いじめ防止基本方針策定の主な観点]

- 1 心の教育の充実
- 2 互いに認め合う学級経営の充実
- 3 「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた教育活動や「わかる授業」の実践
- 4 自分たちの問題として考え取り組むための児童会・生徒会活動
- 5 児童等のさまざまな特性に配慮するための支援
- 6 情報モラル教育（デジタル・シティズンシップ教育）及び啓発活動の充実
- 7 教職員一人一人の児童等の変化を察知しようとする姿勢と児童等への見守り

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識することが大切である。そのために、「SOSの出し方教育」について、いじめ防止プログラムの中に盛り込み、年度始めなど適切な時期に、県が作成した指導資料等⁸を活用して実施する。

また、日頃から児童等の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童等が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

さらに、SNS等を介したインターネット上のいじめに対しては、関係機関と連携し、ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。

⁸ 平成31年4月11日付け教児生第32号「児童生徒に対する「SOSの出し方教育」の実施について（依頼）」
令和4年9月21日付け事務連絡「児童生徒に対する「SOSの出し方教育」指導資料について（依頼）」
令和5年8月23日付け教児安第445号、子親セ第251号
「児童生徒の自殺予防のための総合的な取組について（通知）」（SOSの出し方教育啓発動画）

[学校いじめ防止基本方針策定の主な観点]

- 1 日常的な関わりの中での児童等自身の変化と人間関係の観察
- 2 アンケート調査の実施
- 3 教育相談の充実
- 4 SOSの出し方教育に関する児童等及び保護者への啓発の実施

(3) いじめの相談・通報

学校は、校内における相談、通報の体制を整備するだけでなく、児童等及び保護者に対して、校外での相談、通報機関連絡先等を、必要に応じて利用できるように周知する。あわせて、日頃より相談、通報することが適切な行為であることを十分に指導するとともに児童等及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制整備が必要である。

[学校いじめ防止基本方針策定の主な観点]

- 1 学校内外の相談窓口の周知徹底（いじめを訴えることが卑怯な行為ではない等）
- 2 保護者との連絡・相談方法の周知
- 3 家庭での児童等のようすに関する相談方法の周知

(4) いじめを認知した場合の対応

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。報告・相談を迅速に行うためには、教職員が情報共有をする手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定め、確認しておく必要がある。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。さらに、学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、その後の対応は、以下のような点の共通理解をしておく必要がある。

- ア いじめられている児童等の理解と傷ついた心のケア
- イ 被害者のニーズの確認
- ウ いじめ加害者と被害者の関係修復
- エ いじめの解消

「いじめが解消している状態」 [国基本方針より抜粋]

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

ただし、いじめが第１－２のような暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報していじめを受けた児童等を守る。その際は、学校での適切な指導、支援を行い、いじめを受けた児童等及びその保護者の意向にも配慮した上で警察に相談、通報し、連携して対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応方針を定め、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要がある。

また、いじめをきっかけとして不登校に陥った児童等については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、当該児童等への不登校対策の充実に取り組んでいく必要がある。

[学校いじめ防止基本方針策定の主な観点]

- 1 報告連絡等の手順を明確にした組織的対応
- 2 丁寧な事実確認と方針の決定
- 3 いじめられた児童等の心情を理解した具体的な対応
- 4 いじめた児童等への具体的な対応
- 5 周囲の児童等への具体的な対応
- 6 保護者との連携（方針の説明、適切な情報提供、指導後の定期的な情報交換等）
- 7 関係機関との連携
- 8 SNS等を介したインターネット上で行われるいじめ（ネットいじめ）への対応

第４ いじめの防止等のための保護者及び地域等の役割

１ 保護者の役割

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護する必要がある。いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが何よりも優先されるべきである。

また、保護者は「いじめが絶対に許されない行為である」ことを保護する児童等に理解させ、いじめを行うことのないよう、必要な指導に努める必要がある。実際に、いじめが発生すれば、いじめた児童等の保護者は、適切な指導やしつけを行っていたかどうかが問われたり、賠償責任が問われたりする可能性がある。

以上の点を踏まえると、家庭教育の役割は極めて重要であり、各家庭は、学校や県、市から発せられる、いじめに関する情報や啓発資料等を積極的に活用し、いじめの防止のための措置に協力する等努めるものとする。

２ 地域等の役割

保護者を含めた地域住民は、地域の大人として児童等に対する見守り、児童等との交流の機会の確保、その他、安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努め、地域の児童等との交流を積極的に行うことなどの必要がある。

また、地域住民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校などに情報を提供するように努める必要がある。いじめは、学校外において起こることも少なくない。学校外で暴力を伴ういじめ事案が発生すると、人の目が届きにくいことから重症化する傾向もあり、速やかな対応が必要である。

第5 重大事態への対応

重大事態については、国基本方針、県基本方針、及び市基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定 文部科学省、及び「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月 文部科学省初等中等教育局）により適切に対応する。

1 重大事態の意味

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童等の状況に至る要因が当該児童等に対して行われるいじめにあることを意味する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条第1項第1号『生命・心身・財産重大事態』の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童等の状況に着目して判断する。例えば、次の場合等が想定される。

- 児童等が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号『不登校重大事態』の「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、上記目安にかかわらず、児童等の個々の状況を適切に把握し、市教育委員会や学校の判断により、迅速に調査に着手することも必要である。

2 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導⁹

いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していくことが求められる。いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースについては、できるだけ早い段階から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められる。

なお、問題に応じて、事実関係を整理した上で警察へ相談する等、学校外の関係機関等との密接な連携を図ること、及び関係する児童等の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築くことが重要である。また、いじめが認知された後の対応として、市教育委員会等への報告、及び情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管を行うことも不可欠である。

⁹ いじめ、不登校、少年非行、児童虐待等特別な指導・助言を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員だけでなく、校外の教育委員会等、警察、病院、児童相談所、NPO等関係機関との連携・協働による課題対応を行うもの【生徒指導提要（改訂版）1.2生徒指導の構造】

3 重大事態の報告

いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、学校は、学校いじめ対策組織を迅速に開き、第一に被害者等の安全確保とケアを実施する。以後、一貫した組織的対応を行う。次に、当該組織を活用し、情報を整理し、当該の事案が重大事態に当たるか否か判断するが、判断に迷う場合は、市教育委員会に連絡し、協議をしながら対応を決定する。

重大事態と認められる場合、学校は市教育委員会に電話等で速やかに報告を行い、その後、重大事態の発生報告書による報告を行う。

市教育委員会は、発生報告書をもって市長に報告する。また、千葉県教育委員会に発生報告書を提出する。なお、市教育委員会は、必要に応じて千葉県教育委員会に協力を要請することができる。

4 重大事態の調査

(1) 調査の主体等の決定

市教育委員会及び学校は、重大事態と判断したときは、市教育委員会は、調査の主体が市教育委員会又は学校のいずれかを決定する。このとき、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には市教育委員会において調査を実施する。

学校が調査の主体となる場合は、いじめの防止等の対策のための組織を母体として事案の性質に応じて適切に専門家を加えるなどして対応する。

市教育委員会が調査の主体となる場合は、「市教育委員会事務局いじめ調査委員会」を招集し、調査チームを置き調査を行う。

市教育委員会は、必要があると認めるときは「八千代市いじめ問題対策連絡協議会」及び「八千代市いじめ問題対策調査委員会」に諮問する。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

法第28条による調査は、「公平性・中立性」を確保しながら、客観的な事実関係を速やかに調査し、発生防止に努めることが求められる。また、「事実関係を明確にする」とは、「重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に解明すること」である。

調査に当たっては、国基本方針改定時に策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容により適切に実施する。

3の発生報告書による報告後、重大事態調査の開始が決定した時点で、学校は市教育委員会に電話等で速やかに報告を行い、その後、重大事態調査の開始報告書により報告する。

市教育委員会は、開始報告書をもって市長に報告する。また、千葉県教育委員会に開始報告書を提出する。

5 調査結果の提供と報告

学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等必要な情報を適時、適切な方法で提供する。これらの提供に当たっては、学校又は市教育委員会は、他の児童等のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報には十分配慮し、適切に提供する。

あわせて、当該児童等やその保護者への情報提供及び調査結果の公表に際しては、個人情報の保護について適切な配慮及び措置を施すことに留意する。

また、調査した結果について、学校又は直接調査に当たった市教育委員会の附属機関（常設又は新たに設置された第三者委員会等）は、市教育委員会に報告する。市教育委員会は市長に報告する。なお、いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に報告する。その後、市教育委員会は、千葉県教育委員会に調査結果の情報提供を行う。

6 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

（１）再調査

上記５の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第２８条第１項の規定による調査の結果について、法第３０条第２項の規定により調査を行うことができる。

（２）再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を実施した場合、その結果を市議会に報告する。法第３０条第３項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが求められる。

また、市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要な措置を講ずる。

第６ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則に従い、適切に取り扱う必要がある。

2 教職員の業務の精選について

教職員が、児童等と直接かかわる時間を十分確保することは、いじめ問題のみならず、教育活動の成果を高める根源的な問題である。従来から行っている方法をそのまま踏襲した非効率的な事務が教職員のより本来的な業務を圧迫することがないように各学校、教育委員会、関係部局は業務を点検し、事務の効率化を図る必要がある。

3 市基本方針の見直しについて

市は、法の施行状況等を勘案して市基本方針の見直しを検討する。また、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。市基本方針の内容に変更等があった場合には、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知する。

八千代市いじめ防止基本方針（平成２７年６月策定，平成３０年３月一部改定，令和６年４月改定）	
改訂前	改訂後
はじめに【P.1】 いじめは，いじめを受けた<u>児童等</u>の基本的人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。	はじめに【P.1】 いじめは，いじめを受けた<u>児童生徒</u>の基本的人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
はじめに【P.1】 八千代市（以下「市」という。）では，<u>現在，第４次基本構想（平成２３～３２年）に掲げた将来都市像「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」</u>の実現に向け，また，八千代市教育振興基本計画の八千代教育の目標「未来を拓き，豊かに生きる人間を育む」の達成を目指し，教育の充実に向けて取り組んでいる。	はじめに【P.1】 八千代市（以下「市」という。）では，<u>現在，第５次基本構想（令和３～１０年）に掲げた将来都市像「人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ」</u>の実現に向け，また，八千代市教育振興基本計画の八千代教育の目標「未来を拓き，豊かに生きる人間を育む」の達成を目指し，教育の充実に向けて取り組んでいる。
はじめに【P.1】 「八千代市いじめ防止基本方針（以下，「市基本方針」という。）」は，<u>八千代市立小中学校</u>に在籍する児童等の尊厳を保持する目的の下，市，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題の克服に向けて取り組むよう，いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１２条及び千葉県いじめ防止対策推進条例第６条の規定に基づき，いじめの防止等（いじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。<u>策定にあたっては，市の実情にに応じて，「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）」^{*1}及び「千葉県いじめ防止基本方針」^{*2}を参酌するものとする。</u>	はじめに【P.1】 「八千代市いじめ防止基本方針（以下，「市基本方針」という。）」は，<u>八千代市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が所管する市立小中義務教育学校（以下「学校」という。）</u>に在籍する児童<u>及び生徒（以下「児童等」という。）</u>の尊厳を保持する目的の下，市，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題の克服に向けて取り組むよう，いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１２条及び千葉県いじめ防止対策推進条例（<u>平成２６年千葉県条例第３１号</u>）第６条の規定に基づき，<u>市の実情に応じた，</u>いじめの防止等（いじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため策定するものである。「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）」^{*2}及び「千葉県いじめ防止基本方針」^{*3}，<u>「生徒指導提要（改訂版）」^{*4}等を基本とし，実情に合った基本方針となるよう見直しを行い，改訂をしたところである。</u>

はじめに【P.1】 なお、<u>八千代市立小中学校</u>以外の学校については、その学校の設置者が定める方針等に基づいて取り組み、対処するものとする。また、必要に応じて千葉県や近隣市等と連携するものとする。	はじめに【P.1】 削除
注釈【P.1】 *¹ いじめの防止等のための基本的な方針 (平成25年10月11日文科科学大臣決定 平成29年3月14日 改定) *² 千葉県いじめ防止基本方針 (平成26年8月20日千葉県・千葉県教育委員会 平成29年11月15日 改定)	注釈【P.1】 ¹ いじめの防止等のための基本的な方針 (平成25年10月11日文科科学大臣決定 平成29年3月14日 改定) ² 千葉県いじめ防止基本方針 (平成26年8月20日千葉県・千葉県教育委員会 平成29年11月15日 改定) ³ <u>生徒指導提要(改訂版)(平成22年3月文部科学省 令和4年12月改定)</u>
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 1 基本理念【P.1】 また、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、<u>児童等が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。</u>	第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 1 基本理念【P.1】 また、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
1 基本理念【P.1~2】 <u>なお、大人社会のパワーハラスメント等といった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もある。大人一人一人が、パワーハラスメント等を行わず、又見て見ぬ振りをすることなく、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならないことは言うまでもない。</u>	1 基本理念【P.1】 削除
2 いじめの定義(1) 定義【P.2】 いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的	2 いじめの定義(1)定義とその態様【P.1~2】 いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人の関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的

な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。	な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
2 いじめの定義（1）定義【P.2】 児童等 市立小中義務教育学校に在籍する「児童」又は「生徒」をいう。	2 いじめの定義 （1）定義とその態様【P.1～2】 削除
2 いじめの定義（1）定義【P.2】 学校 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校をいう。ただし、市基本方針では、八千代市立小中学校をいう。	2 いじめの定義 （1）定義とその態様【P.1～2】 削除
2 いじめの定義（1）定義【P.2】 一定の人間関係 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童等や、塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等と何らかの人的関係を指す。	2 いじめの定義 （1）定義とその態様【P.1～2】 一定の人的関係 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童等や塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等と何らかの人的関係を指す。
2 いじめの定義（2）留意点【P.2～3】 <u>ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けたと思われる児童等の立場に立つことが必要である。</u> <u>イ いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。</u> <u>ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。</u> <u>エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。</u> <u>オ インターネット上で悪口を書かれた児童等がいたが、当該児童等がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童等本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童等に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。</u> <u>カ いじめを受けた児童等の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、</u>	2 いじめの定義 （2）留意点とその態様【P.1～2】 削除

<u>好意から行った行為が意図せずに相手側の児童等に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。学校は、行為を行った児童等に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある</u>	
2 いじめの定義（2）留意点【P.3】 キ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。 ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる ・仲間はずれ、集団による無視をされる ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ・金品をたかられる ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等	2 いじめの定義（2）留意点とその態様【P.1～2】 具体的ないじめの態様⁵としては、以下のようなものがある。 ○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる ○仲間はずれ、集団による無視をされる ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ○金品をたかられる ○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
2 いじめの定義（2）留意点【P.3】 <u>児童等が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみに継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童等が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。</u>	2 いじめの定義（2）留意点とその態様【P.1～2】 削除
2 いじめの定義（2）留意点【P.3】 ク 上記で取り上げた具体例の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの^{*3}が含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の<u>うえ</u>で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る	2 いじめの定義（2）留意点とその態様【P.1～2】 上記で<u>挙げた「いじめの態様」</u>の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの⁵が含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の<u>上</u>で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

ことが必要である。 2 いじめの定義（3） いじめの理解【P.3】 国基本方針では、いじめについて以下の視点を示している。いじめがいわゆる「荒れた学校」や「問題のある学年」，「問題のある児童等」に固有のものではなくほとんどの児童等がいじめの被害者になり得ることが調査データ^{*4}によって確認されている。	2 いじめの定義（3） 3 いじめの理解【P.2～3】 <u>いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。</u> ほとんどの児童等がいじめの被害者になり得ること，また加害者にもなり得ることがある。「いじめは良くない」とほとんどの児童等が分かっているはずなのにもかかわらず、小4～中3までの6年間を追跡すると、9割の児童等がいじめた経験を持っているということが調査データ⁶によって確認されている。したがって、児童等が「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるように働きかけることが重要である。
2 いじめの定義（3） いじめの理解【P.3】 また、「集団全体にいじめを許容しない雰囲気」を醸成するには、児童等への働きかけに加えて、教職員の姿勢が大きな影響を与える。教職員の振る舞いがいじめに暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりすることが起こり得る問題を重く受け止める必要がある。	2 いじめの定義（3） 3 いじめの理解【P.3】 <u>また、いじめを防ぐには、『傍観者』の中から勇気をふるっていじめを抑止する『仲裁者』や、いじめを訴える『相談者』が現れるかどうかが重要となる。</u>
注釈【P.3】 ^{*3} いじめが抵触する可能性がある刑罰法規例 強制わいせつ罪(刑法第176条) 傷害罪(同204条) 暴行罪(同208条) 強要罪(同223条) 窃盗罪(同235条) 恐喝罪(同249条) 器物破壊罪(同261条) 脅迫罪(同222条) 侮辱罪(同231条) 名誉毀損罪(同230条) など ^{*4} 「いじめ追跡調査 2013-2015」平成28年6月国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター	注釈【P.2】 ⁴ <u>児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 文部科学省</u> ⁵ いじめが抵触する可能性がある刑罰法規例…… <u>不同意</u>わいせつ(刑法第176条) <u>自殺関与(同202条)</u> 傷害(同204条) 暴行(同208条) 脅迫(同222条) 強要(同223条) 名誉毀損(同230条) 侮辱(同231条) 窃盗(同235条) 恐喝(同249条) 器物<u>損壊等</u>(同261条) <u>児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)</u> <u>私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)等</u> ⁶ 「いじめ追跡調査 2016-2018」平成3年7月 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方（１）いじめの防止【P. 4】 <u>「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」ことを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童等を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童等を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童等の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童等が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。</u>	3-4 いじめの防止等に関する基本的な考え方（１）いじめの防止【P. 3】 <u>いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。したがって、児童等が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行うことが、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導⁷と考えることができる。また、「全ての児童等にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指すことも、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と捉えることができる。市の学校教育の重点目標である「E S D（持続可能な開発のための教育）の推進」を目指す中で、「誰一人取り残さない」という考えの下、全ての児童等が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。</u>
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方（２）いじめの早期発見【P. 4】 <u>なお相談窓口の周知の際には、相談の結果、いじめの解消につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど、児童等に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させることや、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが学校のいじめ対策組織の構成員となっている場合は、そのことを児童等、保護者等に積極的に伝えることが大切である。</u>	3 いじめの防止等に関する基本的な考え方（２）いじめの早期発見【P. 3】 削除
	注釈【P. 3】 <u>⁷特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの【生徒指導提要（改訂版）1.2 生徒指導の構造】</u>
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方 （４）保護者の役割について【P. 5】 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護する必要がある。いじめを受けた児童等の生命及び心身を保	第4 いじめの防止等のための保護者及び地域等の役割 1 保護者の役割【P. 8】 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護する必要がある。いじめを受けた児童等の生命及び心身を保

護することが何よりも優先されるべきである。<u>しかし、実際には、いじめを受けている児童等は、人に知られたくない、保護者に心配を掛けたくないという思いなど様々な考えから、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠すことにより、いじめの認知が難しい場合がある点に留意する必要がある。</u>また、保護者は「いじめが絶対に許されない行為である」ことを保護する児童等に理解させ、いじめを行うことのないよう、必要な指導を行うように努める必要がある。実際に、いじめが発生すれば、いじめた児童等の保護者は、適切な指導やしつけを行っていたかどうかが問われたり、賠償責任が問われたりする可能性がある。以上の点を踏まえると、家庭教育の役割は極めて重要であり、各家庭では、学校や県、市から発せられるいじめに関する情報や、啓発資料等を積極的に活用することが有効であると考えられる。さらに、保護者は、他の保護者、他の家族との良好な関わりを大切にしたり、国、県、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力したりするよう努めるものとする。	護することが何よりも優先されるべきである。 また、保護者は「いじめが絶対に許されない行為である」ことを保護する児童等に理解させ、いじめを行うことのないよう、必要な指導を行うように努める必要がある。実際に、いじめが発生すれば、いじめた児童等の保護者は、適切な指導やしつけを行っていたかどうかは問われたり、賠償責任が問われたりする可能性がある。 以上の点を踏まえると、家庭教育の役割は極めて重要であり、各家庭では、学校や県、市から発せられるいじめに関する情報や、啓発資料等を積極的に活用し、いじめの防止等のための措置に協力したりするよう努めるものとする。
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (5) 地域住民の役割について【P.5】 保護者を含めた地域住民は、地域の大人として児童等に対する見守り、児童等との交流の機会の確保、その他、安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努める必要がある。<u>具体的には、地域住民が児童等が登下校する際に声掛けをすることや、地域の祭やゴミゼロ運動等行事において（自身の保護する児童等のみならず）地域の児童等との交流を積極的に行うことなどが考えられる。</u> また、地域住民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校などに情報を提供するよう努める必要がある。いじめは、学校外において起こることも少なくない。学校外で、暴力を伴ういじめ事案が発生すると、人の目が届きにくいことから重症化する傾向もあり速やかな対応が必要である。	第4 いじめの防止等のための保護者及び地域等の役割 2 地域住民の役割【P.8～9】 保護者を含めた地域住民は、地域の大人として児童等に対する見守り、児童等との交流の機会の確保、その他、安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努める必要がある。 また、地域住民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校などに情報を提供するよう努める必要がある。いじめは、学校外において起こることも少なくない。学校外で、暴力を伴ういじめ事案が発生すると、人の目が届きにくいことから重症化する傾向もあり速やかな対応が必要である。
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (6) 関係機関との連携について【P.5】 社会全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すため、<u>学校関係者と地域、家</u>	4 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (4) 家庭や地域との連携【P.3】 社会全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すため、<u>地域や家庭に学校</u>

庭との連携が必要である。例えばPTA・保護者会や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。 いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる児童等に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局など)との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者が、未然防止や早期発見についての情報共有体制を構築しておくことも必要である。特に、2(2)で述べたとおり、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの等については、警察との連携が重要である。	<u>の取組について周知して、連携を図ることが重要である。学校は平素から家庭や地域にいじめ対策についての積極的な情報発信に努め、いじめ問題を含む問題行動等が発生した際に、迅速に協力し、対処できる体制を確立しておくことが重要である。</u> (5) 関係機関との連携【P.3】 いじめの問題への対応については、学校や市教育委員会においていじめる児童等に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、<u>学校や市教育委員会だけで抱え込まずに、</u>関係機関(医療、福祉、司法等)との適切な連携が必要である。
第2 いじめの防止等のために八千代市が実施する施策【P.5】 市は、法第6条の規定により、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、推進する。また、これに必要な財政上の措置(法第10条)その他の必要な措置を講ずる。 市が実施すべき基本的事項は以下のとおりである。・「八千代市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)」及び「八千代市いじめ問題対策調査委員会(以下「対策調査委員会」という。)」を設置する。(法第14条)・いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。(法第16条)・学校、家庭、地域及び関係機関等と連携する体制を整備する。(法第17条)・教職員の資質向上及び心理、福祉等に関する専門的知識を有する者からの助言等必要な措置を講ずる。(法第18条)・インターネット上のいじめを監視する関係機関との連携を図り、防止に向けた児童等への啓発活動を行う。(法第19条)・いじめ防止等に関する啓発活動を行う。(法第21条)・いじめの報告があった場合、学校に対し適切な指導又は支援を行う。(法第23条)・学校相互間の連携協力体制を整備する。(法第27条)・教育委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことができる。(法第28条)・市長は、上記の結果について調査を行うことができる。(法第30条)	第2 いじめの防止等のために市が実施する施策【P.4】 市は、法第6条の規定により、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、推進する。また、これに必要な財政上の措置(法第10条)その他の必要な措置を講ずる。 削除
1 八千代市いじめ問題対策連絡協議会の設置【P.6】	1 八千代市いじめ問題対策連絡協議会の設置【P.4】

市は、法第14条第1項の規定により、いじめ防止等に関する関係機関の連携の推進を図るため、<u>市、八千代市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、八千代警察署、千葉県中央児童相談所、千葉地方法務局船橋支局、八千代市校長会、八千代市医師会、八千代市民生委員児童委員協議会連合会理事会、八千代市PTA連絡協議会その他関係団体により構成される「連絡協議会」を条例により設置する。いじめ問題対策に関する連絡協議、情報交換、意見聴取を行い、実効的ないじめ防止等に努めるものとする。</u> <u>なお、組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会が定めるものとする。また、事務局は、教育委員会指導課に置く。</u>	市は、法第14条第1項の規定により、いじめ防止等に関する関係機関の連携の推進を図るため、「<u>八千代市いじめ問題対策連絡協議会</u>」を条例により設置する。いじめ問題対策に関する連絡協議、情報交換、意見聴取を行い、実効的ないじめ防止等に努めるものとする。 削除
2 八千代市いじめ問題対策調査委員会の設置【P. 6】 教育委員会は、法第14条第3項の規定により、連絡協議会との円滑な連携の下に、<u>八千代市立小中学校</u>におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として条例により、「対策調査委員会」を設置する。 <u>対策調査委員会は、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。また、対策調査委員会は、主に以下の機能を有する。・いじめの防止等のための対策に関する調査審議・法第24条に規定する事案に関する調査審議・法第28条第1項に規定する重大事態に関する調査審議・上記に掲げるもののほか、いじめの防止等のために教育委員会が必要と認める事務これらに加えて、いじめを受けた児童等といじめた児童等が良好な関係を築き始めたにもかかわらず、いじめを受けた児童等の保護者が心配のあまり、いじめた児童等の保護者に対して執拗に過度の要求を突きつける場合も想定される。この場合、法で規定する重大事態とは言えないとしても、教育委員会の要請により、第三者機関として当事者間の関係を調整するものとする。なお、組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会が定めるものとする。また、事務局は、教育委員会指導課に置く。</u>	2 八千代市いじめ問題対策調査委員会の設置【P. 4】 <u>市教育委員会</u>は、法第14条第3項の規定により、連絡協議会との円滑な連携の下に、<u>学校</u>におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うために、<u>市教育委員会</u>の附属機関として条例により、「<u>八千代市いじめ問題</u>対策調査委員会」を設置し、公平性・中立性を確保する。 削除

3 教育委員会の具体的取組【P. 7】 教育委員会は、法第7条の規定により、<u>八千代市立小中学校</u>に在籍する全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として、各学校のいじめ防止等の取組を指導、助言、支援する役割を担うものとする。	3 <u>市教育委員会</u>の具体的取組【P. 4】 <u>市</u>教育委員会は、法第7条の規定により、<u>学校</u>に在籍する全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として、各学校のいじめ防止等の取組を指導、助言、支援する役割を担うものとする。
3 教育委員会の具体的取組（1）いじめの防止・早期発見【P. 7】 ア 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成 ・<u>道徳教育、人権教育、体験活動等の充実に関わる指導、助言及び情報提供を行う。</u> ・<u>いじめ防止に関する啓発活動を推進する。</u>	3 <u>市教育委員会</u>の具体的取組（1）いじめの防止・早期発見【P. 4】 ア 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成 削除
3 教育委員会の具体的取組（1）いじめの防止・早期発見【P. 7】 イ 児童等の主体的な活動の推進 ・<u>八千代市子どもサミットを支援する。</u>	3 <u>市教育委員会</u>の具体的取組（1）いじめの防止・早期発見【P. 4】 イ 児童等の主体的な活動の推進 削除
3 教育委員会の具体的取組（1）いじめの防止・早期発見【P. 7】 ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保 ・<u>学校におけるいじめ防止等のためのスクールカウンセラー等の配置及び派遣について支援する。（中学校及び一部小学校は千葉県教育委員会による配置、その他小学校は学区中学校配置スクールカウンセラーの派遣による対応）</u> ・<u>学校におけるいじめ防止等のための民生委員児童委員等の連携を支援する。</u> ・<u>「連絡協議会」委員を委嘱し、又は任命する。</u> ・<u>「対策調査委員会」委員を委嘱する。</u>	3 <u>市教育委員会</u>の具体的取組（1）いじめの防止・早期発見【P. 4】 ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保 削除
3 教育委員会の具体的取組（1）いじめの防止・早期発見【P. 7】 エ いじめに関する調査研究等の実施 ・<u>いじめ認知件数等の集約及び状況確認を行う。</u> ・<u>教育委員会主体いじめアンケートを実施し結果の検証を行う。</u> ・<u>文部科学省主体「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関</u>	3 <u>市教育委員会</u>の具体的取組（1）いじめの防止・早期発見【P. 4】 エ いじめに関する調査研究等の実施 削除

<u>する調査」の検証を行う。</u> ・<u>学校主体いじめに関するアンケート及び教育相談の実施について助言する。</u>	
3 教育委員会の具体的取組（１）いじめの防止・早期発見【P. 7】 オ 相談体制の整備 ・<u>教育相談体制の整備及び周知を図る。</u> ・<u>SOS カード(電話相談窓口連絡先一覧)を作成し、全児童等へ配布する。</u>	3 市教育委員会の具体的取組（１）いじめの防止・早期発見【P. 4】 オ 相談体制の整備 削除
3 教育委員会の具体的取組（１）いじめの防止・早期発見【P. 7】 カ <u>インターネットや携帯電話等を利用したいじめ(ネットいじめ)を監視する関係機関との連携の強化及び事案に対処する体制の整備</u> ・<u>千葉県青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）を支援する。</u> ・<u>ネットいじめ事案への対処なども含めた啓発活動に取り組む。</u>	3 市教育委員会の具体的取組（１）いじめの防止・早期発見【P. 4】 カ <u>SNS等を介したインターネット上のいじめ(ネットいじめ)を監視する関係機関との連携の強化及び事案に対処する体制の整備</u> 削除
3 教育委員会の具体的取組（１）いじめの防止・早期発見【P. 7】 キ 学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）についての指導，助言 ・<u>各小中学校における策定状況及びPDCAサイクルの状況を指導，助言する。</u> ・<u>各小中学校の公表状況を指導，助言する。</u>	3 市教育委員会の具体的取組（１）いじめの防止・早期発見【P. 4】 キ 学校いじめ防止基本方針についての指導，助言 削除
3 教育委員会の具体的取組（１）いじめの防止・早期発見【P. 7】 ク 「連絡協議会」及び「対策調査委員会」の運営 ・<u>組織及び運営に関する要領を策定する。</u> ・<u>事務局として運営に関わる。</u>	3 市教育委員会の具体的取組（１）いじめの防止・早期発見【P. 4】 ク 「八千代市いじめ問題対策連絡協議会」及び「八千代市いじめ問題対策調査委員会」の運営 削除
3 教育委員会の具体的取組（２）いじめに対する措置【P. 8】 ア いじめの認知への対応 ・<u>法第23条第2項により，学校からいじめ認知の報告を受けたときは，必要に応じて，当該学校に対し必要な支援を行い，もしくは必要な措置を講ずることを指示し，又は当該事案に関して必要な調査を行う。</u>	3 市教育委員会の具体的取組（２）いじめに対する措置【P. 5】 ア いじめの認知への対応 削除

3 教育委員会の具体的取組（２）いじめに対する措置【P. 8】 イ 重大事態への対応 ・<u>法第２８条により、学校から「重大事態」の報告を受けたときは、市基本方針「第４ 重大事態への対処」により対応する。</u>	3 <u>市教育委員会</u>の具体的取組（２）いじめに対する措置【P. 5】 イ 重大事態への対応 削除
3 教育委員会の具体的取組（２）いじめに対する措置【P. 8】 ウ いじめを行った児童等の出席停止 ・<u>学校からの報告を受けていじめを行った児童等の保護者に対して、学校教育法(昭和２２年法律第２６号)第３５条第１項(同法第４９条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、必要な措置を速やかに講ずるものとする。</u>	3 <u>市教育委員会</u>の具体的取組（２）いじめに対する措置【P. 5】 ウ <u>学校教育法第３５条第１項（第４９条において準用する場合を含む。）の規定に基づく</u>いじめを行った児童等の出席停止 削除
3 教育委員会の具体的取組（２）いじめに対する措置【P. 8】 エ 警察への通報・相談の指導、助言 ・<u>「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の協定書（平成１７年７月２５日）」に基づき、犯罪行為として扱われるような事案の場合は、早期に警察への通報や相談を行い、警察と連携して対応するように指導、助言する。</u>	3 <u>市教育委員会</u>の具体的取組（２）いじめに対する措置【P. 4】 エ 警察への通報・相談の指導、助言 削除
3 教育委員会の具体的取組（３）学校及び教職員への指導、支援【P. 8】 ア 教職員の資質能力の向上 ・<u>生徒指導担当者を対象とした研修会の実施及び八千代市教育研究会生徒指導部会との連携を図る。</u> ・<u>学校警察連絡委員会との連携を図る。</u> ・<u>人権教育担当者を対象とした研修会を実施する。・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含めた研修の実施について、指導、助言する。</u> ・<u>校長会議及び教頭会議において、不祥事根絶及び特別な配慮を要する児童等への支援についての研修会を実施する。</u>	3 <u>市教育委員会</u>の具体的取組（３）学校及び教職員への指導、支援【P. 4】 ア 教職員の資質・能力の向上 削除
3 教育委員会の具体的取組（３）学校及び教職員への指導、支援【P. 8】 イ 学校訪問等による指導	3 <u>市教育委員会</u>の具体的取組（３）学校及び教職員への指導、支援【P. 4】 イ 学校訪問等による指導

・千葉県教育庁葛南教育事務所課題別訪問及び指導室学校訪問におけるいじめ防止等の実施状況の指導，助言を行う。	削除
3 教育委員会の具体的取組（3）学校及び教職員への指導，支援【P. 8】 ウ 学校評価について ・学校評価でいじめ問題について扱う際は，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，日常の児童等理解や教育相談体制，いじめの未然防止や早期発見の取組，いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応についてであることを教職員に周知徹底するとともに，いじめに限らず，学校の教育活動全体における生徒指導関連の取組状況や達成状況についても，評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。	3 市教育委員会の具体的取組（3）学校及び教職員への指導，支援【P. 4】 ウ 学校評価を踏まえた学校への必要な指導・助言 削除
第3 いじめの防止等のために学校が実施する施策【P. 9】 いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり，特定の教職員が抱え込むのではなく，学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。 学校は，いじめの防止等のため，「学校いじめ防止基本方針」に基づき，いじめの防止等の対策のための組織を中核として，校長の強力なリーダーシップの下，一致協力体制を確立し，教育委員会と適切に連携の上，学校の実情に応じた対策を推進しなければならない。	第3 いじめの防止等のために学校が実施する施策【P. 5】 いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり，特定の教職員が抱え込むのではなく，学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。 削除
1 学校いじめ防止基本方針の策定【P. 9】 学校は，法第13条の規定により，国基本方針，県基本方針及び市基本方針を参酌し，自らの学校として，どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の具体的内容等を「学校いじめ防止基本方針」として策定しなければならない。 学校いじめ防止基本方針策定の意義は，各学校が実効性のあるいじめ問題への具体的な対応策を決定するとともに，策定を通して，すべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深め，学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となることが挙げられる。その他にも，学校	1 学校いじめ防止基本方針の策定【P. 5】 学校は，法第13条の規定により，いじめの防止等の取組の基本的な方向や具体的内容等を「学校いじめ防止基本方針」として策定し，各学校のホームページに掲載するほか，入学時や年度初め等，様々な機会を活用して児童等，保護者に説明する。 さらに，学校いじめ防止基本方針に示された，アンケート調査，個人面談，いじめの認知と対応，校内研修等，学校の具体的な取組の実施状況について学校評価の評価項目に設定し，各学校は評価結果を踏まえ，PDCAサイクルに基づいて，学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

<u>いじめ防止基本方針を周知することで、児童等及びその保護者に対し、児童等が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる</u>ことが期待できる。また、加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。 <u>したがって、学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見、早期対応の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間の学校教育活動全体を通じた当該組織の活動が具体的に記載されることが重要である。</u> <u>策定された学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページに掲載するほか、入学時や年度初め等、様々な機会を活用して児童等、保護者に説明する。さらに、学校いじめ防止基本方針に示された、アンケート調査、個人面談、いじめの認知と対応、校内研修等、学校の具体的な取組の実施状況について学校評価の評価項目に設定し、各学校は評価結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。これらの改善を踏まえて、各学校は必要に応じて、当該学校の実情に即した学校いじめ防止基本方針の見直し等を行う必要がある。</u> その際には、保護者、地域住民、関係機関の参画を得て、協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定、実行し、その成果を定期的に点検・評価して必要に応じた学校いじめ防止基本方針の改善を行うことが重要である。	その際には、保護者、地域住民、関係機関の参画を得て、協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定、実行し、その成果を定期的に点検・評価して必要に応じた学校いじめ防止基本方針の改善を行うことが重要である。 削除
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置【P.9～10】 学校は、法第22条の規定により、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う中核となる常設の組織を置かなければならない。 当該組織の具体的な役割としては、 ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な活動実施計画（いじめの未然防止・早期発見、いじめへの対処、校内研修等の施策）の作成、実行、検証、修正の中核としての役割	2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織【P.5】 学校は、法第22条の規定により、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う中核となる常設の組織を置かなければならない。 当該組織の具体的な役割としては、<u>以下のもの等が挙げられる。なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校が調査を行う場合には、この組織を母体として事案の性質に応じて適切に専門家を加えるなどして対応する。</u>

・ いじめの早期発見のため、相談・通報を受け付ける窓口としての役割 ・ いじめの早期発見・事案対処のため、疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報収集と記録、共有を行う役割 ・ 学校のいじめに係る状況及び対策について家庭や地域に情報提供するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による取組の推進 ・ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、アンケート調査や面談等により、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、被害児童等に対する支援・加害児童等に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携 ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。） などが挙げられる。なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校が調査を行う場合には、この組織を母体として事案の性質に応じて適切に専門家を加えるなどして対応する。	<u>ア</u> 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な活動が記されたいじめ防止プログラム（いじめの未然防止・早期発見、いじめへの対処、校内研修等の施策等の年間計画）の作成、実行、検証、修正の中核としての役割 <u>イ</u> いじめの早期発見のため、相談・通報を受け付ける窓口としての役割 <u>ウ</u> いじめの早期発見・事案対処のため、疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報収集と記録、共有を行う役割 <u>エ</u> 教職員間での情報共有が可能になるように、情報や対応方針の「可視化（見える化）」を図る役割 <u>オ</u> 学校のいじめに係る状況及び対策について家庭や地域に情報提供するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による取組の推進 <u>カ</u> いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、アンケート調査や面談等により、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、被害児童等に対する支援・加害児童等に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携 <u>キ</u> 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）
3 学校におけるいじめの防止等に関する<u>具体的取組</u>（1）<u>いじめの未然防止について</u>【P.10】 いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童等を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。 児童等の社会性を育むためには、自分と他人は違いがあることを認めた上で、お互いの人格を尊重する態度を養うことが大切である。<u>自他の意見の相違があつても、互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力</u>など、児童等が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる取組を、各学校の実態に応じて推進する。 また、法教育の視点から、いじめ問題を考える取組を推進する。<u>具体的に</u>	3 学校におけるいじめの防止等に関する<u>措置</u>（1）<u>いじめの未然防止</u>【P.6】 <u>「いじめは、どの児童等にも、どの学校でも、起こりうるものである」という事実を踏まえて、全ての児童等を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。</u> 児童等の社会性を育むためには、自分と他人は違いがあることを認めた上で、お互いの人格を尊重する態度を養うことが大切である。また、<u>いじめの衝動を発生させる原因としては、勉強や人間関係等のストレスがかかることや自己有用感・充実感を感じ取ることができないことが考えられ、丁寧な内面理解に基づく働きかけが必要となる。</u> 学校として特に配慮が必要な児童等については、教職員が個々の生徒の特性

は、被害者の視点からいじめを人権問題と捉え、差別などの不当な扱いについて「人権の保障」を求める具体的な法的知識を身に付けさせるとともに、加害者の視点では、いじめの行為により発生する法的な責任を、実例をもとに学習することなどが考えられる。特に、インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組が必要である。

さらに、児童等に対して、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるよう努める。その他にも、学校として特に配慮が必要な児童等については、教職員が個々の生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的にを行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

○発達障害を含む、障害のある児童等については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童等、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童生徒又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童等（以下「被災児童等」という。）については、被災児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

これらの取組を行う前提として、規律正しい態度で授業や行事に主体的に

を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的にを行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。また、法教育の視点から、いじめの問題を考える取組を推進する。

SNS等を介したインターネット上のいじめなど、発見が難しい形態が増加していることを受け、外形的に確認できるいじめの状況に加えて、それぞれの児童等の様子の変化を注意深く見取るとともに、ネットの取り扱い等についての啓発を行い、配付端末（タブレット等）の使用について留意する。一人一台配付されている端末は、正しく使用をしなかった場合トラブルの原因になる、気づかないうちにいじめの加害者になる、犯罪に巻き込まれる等の危険性があることから、適切な利用に向けてチェックリスト等を使い継続的な指導を行う。

削除

<u>参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う観点から学校環境を点検し、殊に暴力行為（器物破損も含む）や暴言については、教職員が率先して適切な言葉を使い、暴力を適正な方法で学校から根絶する取組を推進する。その上で、教育活動を通して児童等の具体的な目標や課題を設定し、児童等と教職員がともに努力するなど、本来の学校の機能を充実させ、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることに努める。加えて、教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識して、児童生徒に適切な指導を行う必要がある。</u>	
3 学校におけるいじめの防止等に関する<u>具体的取組</u>（1）<u>いじめの未然防止について</u>【P.11】 [学校いじめ防止基本方針策定の主な観点] 1 <u>児童等、保護者への啓発活動を具体的に示している。</u> 2 <u>教職員の不適切な発言（差別的発言や児童等を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを示している。</u> 3 <u>学校全体で暴力や暴言を排除することを確認している。</u> 4 <u>生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開（児童等一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなどの取組）が自己有用感を高めるなど、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを示している。</u> 5 <u>「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する道徳」を意識した道徳教育の充実、「いのちを大切にするキャンペーン」、「豊かな人間関係づくり実践プログラム（小・中学校用）」等の計画的、組織的な指導計画を示している。</u> ・いつ、どのような場面で、どのような指導を行うか。 ・インターネットを通じて行われるいじめ等の指導。 6 <u>過度の競争意識、勝利至上主義等が児童等のストレスを高める等により、いじめを誘発する問題について指摘している。</u> 7 <u>児童等の自発的な活動を支援することが示されている。</u> ・いのちを大切にするキャンペーン、いじめゼロ宣言、児童会・生徒会の活	3 学校におけるいじめの防止等に関する<u>措置</u>（1）<u>いじめの未然防止</u>【P.6】 1 <u>心の教育の充実</u> 2 <u>互いに認め合う学級経営の充実</u> 3 <u>「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた教育活動や「わかる授業」の実践</u> 4 <u>自分たちの問題として考え取り組むための児童会・生徒会活動</u> 5 <u>児童等のさまざまな特性に配慮するための支援</u> 6 <u>情報モラル教育（デジタル・シティズンシップ教育）及び啓発活動の充実</u> 7 <u>教職員一人一人の児童等の変化を察知しようとする姿勢と児童等への見守り</u>

<u>動, 児童等からの提案を加えることもよい。教職員一人一人の児童等の変化を察知しようとする姿勢と児童等への見守り</u>	
3 学校におけるいじめの防止等に関する<u>具体的取組</u> (2) <u>いじめの早期発見について</u>【P. 11～12】 いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり, 遊びやふざけあいを装って行われたりするなど, 大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識することが大切である。<u>教職員は, 児童生徒が自らSOSを発信すること及び, いじめの情報を教職員に報告することは, 当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを認識し, ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階からの的確に関わりを持ち, いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知することが必要である。その際, 政府広報「いじめのサイン発見シート」等を活用する。</u>	3 学校におけるいじめの防止等に関する<u>措置</u> (2) <u>いじめの早期発見</u>【P. 6】 いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり, 遊びやふざけあいを装って行われたりするなど, 大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識することが大切である。<u>そのために, 「SOSの出し方教育」について, 年間計画の中に盛り込み, 年度始めなど適切な時期に, 県が作成した指導資料等⁸を活用して実施する。</u>
3 学校におけるいじめの防止等に関する<u>具体的取組</u> (2) <u>いじめの早期発見について</u>【P. 11～12】 さらに, <u>インターネットを通じて行われるいじめ</u>に対しては, 関係機関と連携し, <u>学校ネットパトロール等から状況を把握し, 早期発見, 早期対応に努める。</u>	3 学校におけるいじめの防止等に関する<u>措置</u> (2) <u>いじめの早期発見</u>【P. 6】 さらに, <u>SNS等を介したインターネット上のいじめ</u>に対しては, 関係機関と連携し, ネットパトロール等から状況を把握し, 早期発見, 早期対応に努める。
	注釈【P. 6】 <u>⁸ 平成31年4月11日付け教児生第32号「児童生徒に対する「SOSの出し方教育」の実施について（依頼）」</u> <u>令和4年9月21日付け事務連絡「児童生徒に対する「SOSの出し方教育」指導資料について（依頼）」</u> <u>令和5年8月23日付け教児安第445号, 子親セ第251号「児童生徒の自殺予防のための総合的な取組について（通知）」（SOSの出し方教育啓発動画）</u>
3 学校におけるいじめの防止等に関する<u>具体的取組</u> (2) <u>いじめの早期発見について</u>【P. 12】 [学校いじめ防止基本方針策定の主な観点] 1 いじめはどの学校でも, どの子にも起こり得るとの認識のもと, いじめの状況把握のための定期的なアンケート調査の実施を示している。 ・実施時期を明示している。	3 学校におけるいじめの防止等に関する<u>措置</u> (2) <u>いじめの早期発見</u>【P. 7】 [学校いじめ防止基本方針策定の主な観点] 1 <u>日常的な関わりの中での児童等自身の変化と人間関係の観察</u> 2 <u>アンケート調査の実施</u> 3 <u>教育相談の充実</u>

・いじめに特化した内容でなくてもよい。進路希望や悩みなどと併せていじめについて質問項目を設けることも可。 ・インターネットを通じたいじめについて質問項目を設けるなど、明示している。 ・調査実施時（記名調査とする場合は特に留意が必要）にいじめた児童等がいじめを受けた児童等に圧力をかけることも想定されるため、実施方法について詳細な留意事項を示している。 2 アンケート以外のいじめを認知する取組（個別面談や教育相談等）を示している。 3 いじめがあった場合の子供の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を示している。 ・「『いじめゼロ』へ！千葉県版教職員向けいじめ防止指導資料集 P112 の、「いじめのサインチェックシート【家庭用】」の活用も有効である。 4 いじめ防止に関して、保護者との連絡方法を定めている。 ・アンケート調査、保護者面談時、家庭への電話連絡など。 5 上記の他、昼休み等授業時間外の児童等の人間関係を観察する等、日常的にいじめの早期発見に取り組むことを示している。	4 <u>S O S の出し方教育に関する児童等及び保護者への啓発の実施</u>
3 学校におけるいじめの防止等に関する<u>具体的取組</u>（3）いじめの相談・通報について【P.12】 学校は、校内における相談、通報の体制を整備するだけでなく、児童等及び保護者に対して、校外での相談、通報機関連絡先等を、必要に応じて利用できるように周知する。あわせて、日頃より相談、通報することが適切な行為であることを十分に指導するとともに<u>児童生徒</u>及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制整備が必要である。	3 学校におけるいじめの防止等に関する<u>措置</u>（3）いじめの相談・通報【P.7】 学校は、校内における相談、通報の体制を整備するだけでなく、児童等及び保護者に対して、校外での相談、通報機関連絡先等を、必要に応じて利用できるように周知する。あわせて、日頃より相談、通報することが適切な行為であることを十分に指導するとともに<u>児童等</u>及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制整備が必要である。
3 学校におけるいじめの防止等に関する<u>具体的取組</u>（3）いじめの相談・通報について【P.12】 [学校いじめ防止基本方針策定の主な観点] 1 <u>学校におけるいじめの相談・通報窓口を示している。</u> 2 <u>学校以外</u>のいじめの相談・通報窓口を示している。	3 学校におけるいじめの防止等に関する<u>措置</u>（3）いじめの相談・通報【P.7】 [学校いじめ防止基本方針策定の主な観点] 1 <u>学校内外の相談窓口の周知徹底（いじめを訴えることが卑怯な行為ではない等）</u>

3 <u>いじめについて相談することや通報すること（いじめゼロ宣言の「はなす勇氣」について児童等に具体的に説明することなど。）の指導を示している。</u> ・いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であると考えない。 ・相談、通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではない。	2 <u>保護者との連絡・相談方法の周知</u> 3 <u>家庭での児童等のようすに関する相談方法の周知</u>
3 学校におけるいじめの防止等に関する<u>具体的取組</u> （４）いじめを認知した場合の対応について【P. 13～14】 <u>いじめの発見、通報を受けた場合には、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、平素から報告連絡体制を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべて学校いじめ対策組織に報告・相談し、速やかに組織的に対応する。</u> <u>法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。報告・相談を迅速に行うためには、教職員が情報共有をする手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定め、確認しておく必要がある。</u>	3 学校におけるいじめの防止等に関する<u>措置</u> （４）いじめを認知した場合の対応【P. 7】 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。報告・相談を迅速に行うためには、教職員が情報共有をする手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定め、確認しておく必要がある。<u>また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。さらに、学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、その後の対応は、以下のような点の共通理解をしておく必要がある。</u> <u>ア いじめられている児童等の理解と傷ついた心のケア</u> <u>イ 被害者のニーズの確認</u> <u>ウ いじめ加害者と被害者の関係修復</u> <u>エ いじめの解消</u> <u>「いじめが解消している状態」</u>〔国基本方針より抜粋〕
3 学校におけるいじめの防止等に関する<u>措置</u> （４）いじめを認知した場合の対応について【P. 7～8】 <u>学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けたと思われる児童等を守り通す。いじめた児童等に対しては、当該児童等の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、学校の定めた方針等に沿って毅然とした態度で指導を行い、その保</u>	3 学校におけるいじめの防止等に関する<u>措置</u> （４）いじめを認知した場合の対応【P. 8】 <u>ただし、いじめが第1－2のような暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報していじめを受けた児童等を守る。その際は、学校での適切な指導、支援を行い、いじめを受けた児童等及びその保護者の意向に</u>

護者には、指導上の助言を行う。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報していじめを受けた児童等を守る。その際は、学校での適切な指導、支援を行い、いじめを受けた児童等及びその保護者の意向にも配慮した上で警察に相談、通報し、連携して対応する。

〔学校いじめ防止基本方針策定の主な観点〕

- 1 いじめ事案が発生した場合の報告連絡体制について定めている。
- 2 警察への通報など関係機関との連携について示している。
- 3 いじめを受けた児童等の心情を理解した具体的な対応を示している。
 - ・徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝える。
 - ・今後の対応について説明し、不安な点を聴取し、対応策を示す。
 - ・細かな点に配慮した対応について具体例を示す。
- 4 聴き取り調査に関する具体的な方法や留意事項を示している。
- 5 いじめた児童等がいじめを受けた児童等や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけることを防止する対策を示している。
- 6 いじめの調査結果についていじめを受けた児童等、保護者へ適切に情報を提供することや、いじめた児童等、保護者へいじめの事実を通知することについて示している。

なお、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、国基本方針において定められている。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとされていることに留意が必要である。

〔国基本方針〕

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に

も配慮した上で警察に相談、通報し、連携して対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応方針を定め、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要がある。

また、いじめをきっかけとして不登校に陥った児童等については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、当該児童等への不登校対策の充実に取り組んでいく必要がある。

〔学校いじめ防止基本方針策定の主な観点〕

- 1 報告連絡等の手順を明確にした組織的対応
- 2 丁寧な事実確認と方針の決定
- 3 いじめられた児童等の心情を理解した具体的な対応
- 4 いじめた児童等への具体的な対応
- 5 周囲の児童等への具体的な対応
- 6 保護者との連携（方針の説明、適切な情報提供、指導後の定期的な情報交換等）
- 7 関係機関との連携
- 8 SNS等を介したインターネット上で行われるいじめの対応

守り通し，その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては，いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため，支援内容，情報共有，教職員の役割分担を含む<u>対処プラン</u>を策定し，確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは，あくまで，一つの段階に過ぎず，「解消している」状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，学校の教職員は，当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については，日常的に注意深く観察する必要がある。 また，いじめをきっかけとして不登校に陥った児童生徒については，いじめの解消に向けた取組だけでなく，保護者や関係機関との連携を図りつつ，当該児童生徒への不登校対策の充実に取り組んでいく必要がある。	
3 学校におけるいじめの防止等に関する具体的取組(5)指導について【P. 14】 <u>学校は，いじめを受けた児童等のケアや安心して学校に通学するための措置，保護者への支援，また，いじめた児童等への指導事項や保護者への助言など，適切に対応する。あわせて，観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の指導についても組織的に実施する必要がある。</u>	削除
第4 重大事態への対処【P. 15】 重大事態については，国基本方針，県基本方針，及び市基本方針，「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定 文部科学省，及び「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月 文部科学省）により適切に対応する。	第5 重大事態への対処【P. 9】 重大事態については，国基本方針，県基本方針，及び市基本方針，「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定 文部科学省，及び「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月 文部科学省<u>初等中等教育局</u>）により適切に対応する。
1 重大事態の意味【P. 15】 法第28条の「いじめにより」とは，各号に規定する児童等の状況に至る要因が当該児童等に対して行われるいじめにあることを意味する。<u>また，</u>法第28条第1項第1号の「生命，心身又は財産に重大な被害」については，いじめを受けた児童等の状況に着目して判断する。例えば， ○児童等が自殺を企図した場合	2 重大事態の意味【P. 9】 法第28条の「いじめにより」とは，各号に規定する児童等の状況に至る要因が当該児童等に対して行われるいじめにあることを意味する。 一 <u>いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</u> 二 <u>いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席するこ</u>

○身体に重大な傷害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 <u>などのケースが想定される。</u> 法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、<u>不登校の定義^{*5}を踏まえ、年間30日を目安とする。</u>ただし、上記目安にかかわらず、児童等の個々の状況を適切に把握し、教育委員会や学校の判断により、迅速に調査に着手することもある。 <u>また、児童等や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点では、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と思われる状況であったとしても、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。児童等又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、重大事態が発生したものとして、迅速に報告、調査等に当たる</u>	<u>とを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</u> また、法第28条第1項第1号『<u>生命・心身・財産重大事態</u>』の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童等の状況に着目して判断する。例えば、<u>次の場合等が想定される。</u> ○児童等が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 法第28条第1項第2号『<u>不登校重大事態</u>』の「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、上記目安にかかわらず、児童等の個々の状況を適切に把握し、市教育委員会や学校の判断により、迅速に調査に着手することもある。
注釈【P. 15】 ^{*5}不登校の定義：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における定義 年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」	削除
	<u>2 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導⁹【P. 9】</u> <u>いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していくことが求められる。いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースについては、できるだけ早い段階から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められる。</u> <u>なお、問題に応じて、事実関係を整理した上で警察へ相談する等、学校外の</u>

	<u>関係機関等との密接な連携を図ること、及び関係する児童等の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築くことが重要である。また、いじめが認知された後の対応として、市教育委員会等への報告、及び情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管を行うことも不可欠である。</u>
2 重大事態の調査【P. 15】 いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、学校は、学校いじめ対策組織を迅速に開き、第一に被害者等の安全確保とケアを実施する。以後、一貫した組織的対応を行う。次に、当該組織を活用し、情報を整理し、当該の事案が重大事態に当たるか否か判断するが、判断に迷う場合は、<u>教育委員会</u>に連絡し、協議をしながら対応を決定する。 重大事態と認められる場合、学校は<u>教育委員会</u>に電話等で速やかに報告を行い、その後、<u>文書</u>の発生報告書による報告を行う。<u>（いじめの重大事態を認知した場合の報告）</u> <u>教育委員会</u>は、市長に報告する。<u>又</u>、千葉県教育委員会に<u>情報提供</u>する。なお、<u>教育委員会</u>は、必要に応じて千葉県教育委員会に協力を要請することができる。	3 重大事態の報告【P. 10】 いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、学校は、学校いじめ対策組織を迅速に開き、第一に被害者等の安全確保とケアを実施する。以後、一貫した組織的対応を行う。次に、当該組織を活用し、情報を整理し、当該の事案が重大事態に当たるか否か判断するが、判断に迷う場合は、<u>市教育委員会</u>に連絡し、協議をしながら対応を決定する。 重大事態と認められる場合、学校は<u>市教育委員会</u>に電話等で速やかに報告を行い、その後、<u>重大事態の発生報告書</u>による報告を行う。 市教育委員会は、<u>発生報告書をもって</u>市長に報告する。また、千葉県教育委員会に<u>発生報告書を提出</u>する。なお、<u>市教育委員会</u>は、必要に応じて千葉県教育委員会に協力を要請することができる。
	4 重大事態の調査（１）調査の主体等の決定【P. 10】 <u>市教育委員会</u>及び学校は、重大事態と判断したときは、<u>市教育委員会</u>は、調査の主体が<u>学校又は市教育委員会</u>のいずれかを決定する。<u>このとき、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には市教育委員会において調査を実施する。</u> 学校が調査の主体となる場合は、いじめの防止等の対策のための組織を母体として事案の性質に応じて適切に専門家を加えるなどして対応する <u>市教育委員会</u>が調査の主体となる場合は、<u>「教育委員会事務局いじめ調査委員会」</u>を招集し、<u>調査チーム</u>を置き調査を行う。 <u>市教育委員会</u>は、必要があると認めるときは<u>「八千代市いじめ問題対策連</u>

2 重大事態の調査【P. 15～16】 法第28条による調査は、<u>重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生</u> <u>の防止に努めるものである。</u>また、「<u>事実関係を明確にする</u>」とは、重大事態 に至る原因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのよ うな態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのよう な問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、 可能な限り網羅的に明確に解明すること」である。<u>なお、この調査は民事、刑</u> <u>事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないこ</u> <u>とは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態へ</u> <u>の対処や同種の事態の発生防止を図るものである。</u> 調査に当たっては、県基本方針を踏まえるとともに、国基本方針改定時に策定 された「<u>いじめの重大事態の調査に関するガイドライン</u>」の内容により適切に実 施する。<u>また、調査等における資料について、調査を担当する組織自らが収集す</u> <u>ることも想定されるが、実際には、学校から提出されるものの検討が大きな比重</u> <u>を占めることになる。その際、学校に都合の悪い内容を隠蔽しないのは当然のこ</u> <u>とであり、調査が進行する中で、新たに資料を提出し、隠蔽していたのではない</u> <u>かと疑念を持たれるような対応は、避けるべきである。</u> <u>教育委員会及び学校は、重大事態と判断したときは、当該重大事態に係る</u> <u>調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。また、教育委員会は、調</u> <u>査の主体が教育委員会又は学校のいずれかを決定する。</u> 学校が調査の主体となる場合は、いじめの防止等の対策のための組織を母体 として事案の性質に応じて適切に専門家を加えるなどして対応する。 <u>教育委員会が調査の主体となる場合は、教育委員会事務局いじめ調査委員会を</u> <u>招集し、調査を行う。また、教育委員会は、必要があると認めるときは対策調査</u> <u>委員会に諮問する。いじめを受けた児童等からの聴き取りは次のように行う。</u>	<u>絡協議会」及び「八千代市いじめ問題対策調査委員会」に諮問する。</u> 4 重大事態の調査（2）事実関係を明確にするための調査の実施【P. 10】 法第28条による調査は、「<u>公平性・中立性</u>」を確保しながら、<u>客観的な事</u> <u>実関係を速やかに調査し、発生防止に努めることが求められる。</u>また、「<u>事実</u> <u>関係を明確にする</u>」とは、「<u>重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ</u> <u>(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背</u> <u>景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどの</u> <u>ように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に解明すること</u>」<u>であ</u> <u>る。</u> 調査に当たっては、県基本方針を踏まえるとともに、国基本方針改定時に策 定された「<u>いじめの重大事態の調査に関するガイドライン</u>」の内容により適切 に実施する。 <u>3の発生報告書による報告後、重大事態調査の開始が決定した時点で、学校は</u> <u>市教育委員会に電話等で速やかに報告を行い、その後、重大事態調査の開始報告</u> <u>書により報告する。</u> <u>市教育委員会は、開始報告書をもって市長に報告する。また、千葉県教育委</u> <u>員会に開始報告書を提出する。</u>
---	--

2 重大事態の調査【P. 16～17】

ア いじめを受けた児童等からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童等からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた児童等や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童等の学校復帰が阻害されることのないように配慮する等)。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童等への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめを受けた児童等に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童等の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。これらの調査を行うに当たっては、教職員向け手引き等を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

イ いじめを受けた児童等からの聴き取りが不可能な場合

児童等の入院や死亡など、いじめを受けた児童等からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童等の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。(自殺の背景調査における留意事項)

児童等の自殺が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童等の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針（『平成22年度

削除

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）』より）」や「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成２６年７月）」などを参考とするものとする。	
２ 重大事態の調査【P. 17】 法第２３条第２項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、第２８条第１項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第２３条第２項で行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、第２３条第２項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。 また、事態の重大性を踏まえ、教育委員会の積極的な支援が必要となる。状況に応じて出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合には区域外就学等の弾力的な対応を検討する必要もある。	削除
３ 調査結果の提供と報告【P. 17】 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等必要な情報を適時、適切な方法で提供する。これらの提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童等のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報には十分配慮し、適切に提供する。 あわせて、当該児童等やその保護者への報告及び公表に際しては、個人情報の保護について適切な配慮及び措置を施すことに留意する。 また、調査した結果について、学校は、教育委員会に報告する。教育委員会は市長に報告する。なお、いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受	５ 調査結果の提供と報告【P. 11】 学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等必要な情報を適時、適切な方法で提供する。これらの提供に当たっては、学校又は市教育委員会は、他の児童等のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報には十分配慮し、適切に提供する。 あわせて、当該児童等やその保護者への情報提供及び調査結果の公表に際しては、個人情報の保護について適切な配慮及び措置を施すことに留意する。 また、調査した結果について、学校若しくは直接調査に当たった教育委員会等の附属機関（常設若しくは新たに設置された第三者委員会等）は、市教育委員会に報告する。市教育委員会は市長に報告する。なお、いじめを受けた児童等又は

け、調査結果の報告に添えて市長に送付する	その保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に報告する。<u>その後、教育委員会は、千葉県教育委員会に調査報告の情報提供を行う。</u>
4 市長による再調査【P. 17】 上記<u>3</u>の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について、法第30条第2項の規定により調査を行うことができる。	<u>6 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置【P. 11】</u> <u>(1) 再調査</u> 上記<u>5</u>の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について、法第30条第2項の規定により調査を行うことができる。 <u>(2) 再調査の結果を踏まえた措置等</u> <u>市長は、再調査を実施した場合、その結果を市議会に報告する。法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが求められる。</u> <u>また、市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要な措置を講ずる。</u>
<u>第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項【P. 18】</u> 1 教職員の業務の精選について 教職員が、<u>児童生徒</u>と直接かかわる時間を十分確保することは、いじめ問題のみならず、教育活動の成果を高める根源的な問題である。従来から行っている方法をそのまま踏襲した非効率的な事務が教職員のより本来的な業務を圧迫することがないように各学校、教育委員会、関係部局は業務を点検し、事務の効率化を図る必要がある。 2 市基本方針の見直しについて 市は、<u>市基本方針の最終改定から3年の経過を目途とし、法の施行状況等を勘案して市基本方針の見直しを検討する。また、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u> 市基本方針の内容に変更等があった場合には、ホームページ等を活用し、遅	<u>第6 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項【P. 11】</u> <u>1 調査結果等の資料の保存</u> <u>いじめに関する調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則に従い、適切に取り扱う必要がある。</u> <u>2 教職員の業務の精選</u> 教職員が、<u>児童等</u>と直接かかわる時間を十分確保することは、いじめ問題のみならず、教育活動の成果を高める根源的な問題である。従来から行っている方法をそのまま踏襲した非効率的な事務が教職員のより本来的な業務を圧迫することがないように各学校、教育委員会、関係部局は業務を点検し、事務の効率化を図る必要がある。

滞なく市民に周知する。

3 市基本方針の見直し

市は、法の施行状況等を勘案して市基本方針の見直しを検討する。また、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

市基本方針の内容に変更等があった場合には、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知する。